

自治体広報誌掲載文（案）

掲載文（案） 4 1 5 字※特別注視区域・注視区域の施設名部分除く

内閣府からのお知らせ

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づき、防衛関係施設等の周囲おおむね1,000mの区域内及び国境離島等の区域内の区域を「注視区域」・「特別注視区域」として指定することとされていますが、〇月〇日に市（町・村・県）内の一部の区域を指定し、〇月〇日に施行する予定です。施行日後においては、指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設等の機能を阻害する行為が行われていないか内閣府が調査を行うほか、「特別注視区域」内において面積が200㎡以上の土地・建物を売買等する際には届出が必要になります。詳しくは内閣府のホームページをご参照いただくか、下記の内閣府のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

【特別注視区域】

●●●、●●●を中心とした周囲おおむね1,000メートルの区域

【注視区域】

●●●を中心とした周囲おおむね1,000メートルの区域

内閣府重要土地等調査法コールセンター TEL:0570-001-125（平日 9:30～17:30）

HP <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa> または「内閣府 重要土地」で検索



SNS投稿文（案）

<区域指定の内閣総理大臣告示（公示日）における投稿>

4 2 2 文字※特別注視区域・注視区域の施設名部分除く

内閣府からのお知らせ

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づき、防衛関係施設等の周囲おおむね1,000mの区域内及び国境離島等の区域内の区域を「注視区域」・「特別注視区域」として指定することとされていますが、本日〇月〇日に市（町・村・県）内の一部の区域を指定し、〇月〇日に施行する予定です。施行日後においては、指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設等の機能を阻害する行為が行われていないか内閣府が調査を行うほか、「特別注視区域」内において面積が200㎡以上の土地・建物を売買等する際には届出が必要になります。詳しくは内閣府のホームページをご参照いただくか、下記の内閣府のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

【特別注視区域】

●●●、●●●を中心とした周囲おおむね1,000メートルの区域

【注視区域】

●●●を中心とした周囲おおむね1,000メートルの区域

内閣府重要土地等調査法コールセンター TEL:0570-001-125（平日9:30～17:30）

HP <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa> または「内閣府 重要土地」で検索

<区域指定の施行の日（施行日）における投稿>

410文字※特別注視区域・注視区域の施設名部分除く

内閣府からのお知らせ

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づき、防衛関係施設等の周囲おおむね1,000mの区域内及び国境離島等の区域内の区域を「注視区域」・「特別注視区域」として指定することとされていますが、〇月〇日に市（町・村・県）内の一部の区域を指定し、本日〇月〇日に施行しました。指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設等の機能を阻害する行為が行われていないか内閣府が調査を行うほか、「特別注視区域」内において面積が200㎡以上の土地・建物を売買等する際には届出が必要になります。詳しくは内閣府のホームページをご参照いただくか、下記の内閣府のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

【特別注視区域】

●●●、●●●を中心とした周囲おおむね1,000メートルの区域

【注視区域】

●●●を中心とした周囲おおむね1,000メートルの区域

内閣府重要土地等調査法コールセンター TEL:0570-001-125（平日9:30～17:30）

HP <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa> または「内閣府 重要土地」で検索